

## (適用範囲)

- 第1条 当館（新カ）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当館（新カ）が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## (宿泊契約の申し込み)

第2条 当館（新カ）に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館（新カ）に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
  - (4) その他当館（新カ）が必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館（新カ）は、その申し込みがなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

## (宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当館（ホテル）が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館（ホテル）が承諾しなかったことを照明したときは、この限りではありません。

- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当館（ホテル）が定める申し込み金を、当館（ホテル）が指定する日までにお支払いいただきます。
- 3 申し込み金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金について賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還をします。
- 4 第2項の申し込み金を同項の規定により当館（ホテル）が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申し込み金の支払期日を指定するに当り、当館（ホテル）がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

## (申し込み金の支払いを要しないこととする契約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館（ホテル）は、契約の成立後同項の申し込み金の支払いを要しないこととする特約に応ずることがあります。

- 2 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当館（ホテル）が前条第2項申し込み金の支払いを求めなかった場合及び当該申し込み金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## (宿泊契約締結の拒否)

第5条 当館（ホテル）は、次に関する場合において、宿泊契約の締結に応じない場合があります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室（員）により客室に余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反するおそれがあると認められたとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者と明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設故障、その他やむをえない事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 長野県旅館業法条例第5条の規定する場合に該当するとき。

## (宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当館（ホテル）に申し出て、宿泊契約を解除することが出来ます。

- 2 当館（ホテル）は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館（ホテル）が申し込み金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を受けます。ただし、当館（ホテル）が、第4条第1項特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるにあつた宿泊客が宿泊契約を解除した違約金支払い業務について、当館（ホテル）が宿泊客に告知したときに限ります。

- 3 当館（ホテル）は、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後6時（あらかじめ到着時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客に解除されたものとみなし処理することがあります。

（当館（ホテル）の契約解除権）

第7条 当館（ホテル）は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は、同行為をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊客が伝染病であると明らかに認められるとき。
  - (3) 宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (5) 長野県旅館業法施行第5条の規定する場合に該当するとき。
  - (6) 寝室での寝たばこ、消防用設備に対するいたずら、その他当館（ホテル）が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
- 2 当館（ホテル）が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客が未だ提供を受けていない宿泊サービスなどの料金はいただきません。

（宿泊の登録）

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当館（ホテル）のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名・年齢・性別・住所及び職業
  - (2) 外国人にあっては、国籍・旅券番号・入国及び出国年月日
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他、当館（ホテル）が必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカードなど通貨に変わり得る方法によりおこなおうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

（客室の使用時間）

第9条 宿泊客が当館（ホテル）の客室を利用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

- 2 当館（ホテル）は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応ずることがあります。
- (1) 午後4時00分までは、1室当り1時間3,000円。
  - (2) 午後4時00分以降、1泊室料相当額。
- 3 前項の室料相当額は、基本宿泊料の70%とします。

（利用規則の厳守）

第10条 宿泊客は、当館（ホテル）内においては、当館（ホテル）が定めて館内（ホテル）に掲示した利用規則に従っていただきます。

（営業時間）

第11条 当館（ホテル）の施設等の詳しい営業時間はパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリーなどで御案内いたします。

- (1) フロント・キャッシャー等サービス時間：  
イ 門限 午後11時30分  
ロ フロントサービス 午前7時00分～午後10時00分
  - (2) 飲食等（施設）サービス時間  
イ 朝食 午前7時30分～午前8時30分  
ロ 夕食 午前6時00分
- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合は臨時に変更する場合があります。その場合には、適当な方法を以ってお知らせします。

（料金のお支払い）

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金などの内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館（ホテル）が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに変わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館（ホテル）が請求をしたとき、フロントにおいて行っていただきます。

- 3 当館(ホテル)が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(当館(ホテル)の責任)

第13条 当館(ホテル)は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又は、それらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館(ホテル)の責めに帰すべき事由によるものでないときは、このかぎりではありません。

- 2 当館(ホテル)は、消防機関から逃マークを受領しておりますが、万一の火災などに対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供できないときの取扱い)

第14条 当館(ホテル)は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

- 2 当館(ホテル)は、前項の規定にかかわらず、他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の保証料を宿泊客に払い、その保証料は損害賠償に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館(ホテル)の責めに帰すべき事由がないときは、保証料を支払いません。

(委託物などの取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金ならびに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館(ホテル)は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については当館(ホテル)は30万円を限度として当館(ホテル)は損害を賠償します。

- 2 宿泊客が当館(ホテル)内にお持ち込みになった物品又は現金ならびに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館(ホテル)の故意、または、過失により、滅失、毀損等の損害が生じたときは当館(ホテル)は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては10万円を限度として当館(ホテル)は賠償します。

(宿泊客の手荷物または携行品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って、当館(ホテル)に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお返しします。

- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携行品が当館(ホテル)に置き忘れていた場合においてその所有者が判明したときは、当館(ホテル)は当該所有者に連絡をすることもその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、発見日を含め30日間保管し、その後最寄りの警察署にお届けします。

- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携行品の保管についての当館(ホテル)の責任は、第1項の場合にあって前条第1項の規定に、前項の場合にあっては前条第2項の規定に準ずるものとします。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当館(ホテル)の駐車場をご利用になる場合、車輛のキーを寄託の如何にかかわらず、当館(ホテル)は場所をお貸しするものであって、車輛の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館(ホテル)の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに準じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当館(ホテル)が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館(ホテル)に対し、その損害を賠償していただきます。

- 3 当館(ホテル)が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(当館(ホテル)の責任)

第13条 当館(ホテル)は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又は、それらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館(ホテル)の責めに帰すべき事由によるものでないときは、このかぎりではありません。

- 2 当館(ホテル)は、消防機関から逃マークを受領しておりますが、万一の火災などに対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供できないときの取扱い)

第14条 当館(ホテル)は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

- 2 当館(ホテル)は、前項の規定にかかわらず、他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の保証料を宿泊客に払い、その保証料は損害賠償に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館(ホテル)の責めに帰すべき事由がないときは、保証料を支払いません。

(委託物などの取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金ならびに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館(ホテル)は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については当館(ホテル)は30万円を限度として当館(ホテル)は損害を賠償します。

- 2 宿泊客が当館(ホテル)内にお持ち込みになった物品又は現金ならびに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館(ホテル)の故意、または、過失により、滅失、毀損等の損害が生じたときは当館(ホテル)は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては10万円を限度として当館(ホテル)は賠償します。

(宿泊客の手荷物または携行品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って、当館(ホテル)に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお返しします。

- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携行品が当館(ホテル)に置き忘れていた場合においてその所有者が判明したときは、当館(ホテル)は当該所有者に連絡をすることもその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、発見日を含め30日間保管し、その後最寄りの警察署にお届けします。

- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携行品の保管についての当館(ホテル)の責任は、第1項の場合にあって前条第1項の規定に、前項の場合にあっては前条第2項の規定に準ずるものとします。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当館(ホテル)の駐車場をご利用になる場合、車輛のキーを寄託の如何にかかわらず、当館(ホテル)は場所をお貸しするものであって、車輛の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館(ホテル)の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに準じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当館(ホテル)が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館(ホテル)に対し、その損害を賠償していただきます。